

記入例

令和 年 月 日 岩手県一戸町長 殿		整理番号	
住 所	フリガナ		
	氏 名		
	性 別		男 女
	個人番号		
電話番号	生年月日		明・大・昭 五 十 五

「個人番号」欄には、あなたの個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号）を記入してください。
太枠内の項目をすべて記入してください。

個人番号（マイナンバー）をご記入の上、別紙に定められた書類を添付してください。

（注） 上記に記載した内容に変更があった場合、申告特例対象年の翌年の1月10日までに、申告特例申請事項変更届出書を提出してください。

（注1） 上記に記載した内容に変更があった場合、申告特例対象年の翌年の1月10日までに、申告特例申請事項変更届出書を提出してください。

（注2） 申告の特例の適用を受けるために申請を行った者が、地方税法附則第7条第6項（第13項）各号のいずれかに該当する場合には、申告特例対象年に支出した全ての寄附金（同項第4号に該当する場合には、同号に係るものに限る。）について申告の特例の適用は受けられなくなります。その場合に寄附金税額控除の適用を受けるためには、当該寄附金税額控除に関する事項を記載した確定申告書又は市町村民税・道府県民税の申告書を提出してください。

寄附年月日と寄附金額を記入してください。

1. 当団体に対する寄附に関する事項

寄附年月日	寄附金額
令和 年 月 日	円

2. 申告の特例の適用に関する事項

申告の特例の適用を受けるための申請は、①及び②に該当する場合のみすることができます。①及び②に該当する場合、それぞれ下の欄の□にチェックをしてください。

① 地方税法附則第7条第1項（第8項）に規定する申告特例対象寄附者である	<input type="checkbox"/>
--------------------------------------	--------------------------

① 地方税法附則第7条第1項（第8項）に規定する申告特例対象寄附者とは、(1)及び(2)に該当すると見込まれる者をいいます。

※①と②の両方に該当する場合のみワンストップ特例の申請が可能です。

得税について所得税法第11条第1項第1号の適用を受ける者（以下「ワンストップ特例の対象者」といいます。）は、申告書の提出を含む。）を要しない者

ご自身で確定申告をする必要のない方はチェックしてください。

② 地方税法附則第7条第2項（第9項）に規定する要件に該当するものである	<input type="checkbox"/>
--------------------------------------	--------------------------

（注） 地方税法附則第7条第2項（第9項）に規定する要件に該当する者とは、この申請を含め申告特例対象年の1月1日から12月31日の間に申告の特例の適用を受けるための申請を行う都道府県の知事又は市町村若しくは特別区の長の数が5以下であると見込まれる者をいいます。

その年のふるさと納税の寄附先が5自治体以内であると見込まれるときにチェックしてください。

住 所		受付日付印
氏 名	殿	

ワンストップ特例の申請にマイナンバーが必要となりました

2016年1月1日から、ワンストップ特例を申請する際はマイナンバー（個人番号）の記入が義務付けられました。

具体的には、以下の通り①「個人番号を確認するための書類」、②「本人確認のための書類」の2種類が必要

	「個人番号カード」（写真付のもの）をお持ちの方	「通知カード」をお持ちの方	「個人番号カード」、「通知カード」のどちらも無い方
① 個人番号確認書類	個人番号カード（裏面）の写し 	通知カードの写し 	個人番号が記載された住民票の写し
② 本人確認書類	個人番号カード（表面）の写し 	<p>下記いずれかの写し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 運転免許証、・ 運転経歴証明書、・ 旅券（パスポート）、 ・ 身体障害者手帳、・ 精神障害者保健福祉手帳、・ 療育手帳、 ・ 在留カード、・ 特別永住者証明書 <p>※①写真、②氏名、③生年月日または住所が確認できること。</p>	

となります。

詳しくは一戸町ふるさと納税担当（☎0195-33-2111 内線 262）までお問い合わせください。